

インドGSTについて

インドでは、2017年7月1日より物品・サービス税（GST）が導入されています。GSTは、過去に存在した様々な種類の税金や賦課金等を統合した間接税です。GST導入の目的は、複雑であった間接税や賦課金のカスケード方式を廃止し、「One Nation-One Tax」体制を実現することにあります。

本FAQでは、インドにおけるGSTの基本的事項について取り扱っています。

1. Goods & Services Tax (GST) とは?

GSTとは、物品やサービスの消費に対する仕向地課税のことです。製造から最終消費に至るまでのすべての段階において課税され、支払った税金の控除が可能です。サプライチェーンの各段階では付加価値税のみが課税され、税負担は最終消費者が負う仕組みになっています。

2. 仕向地課税とは?

物品やサービスの消費が行われた管轄区において課税を行うことを意味します。従来は、取引発生地 of 管轄区において課税を行っていました。仕向地課税の考え方は、GST法における「place of supply (供給地)」の概念に反映されています。

3. GSTに統合された税金・賦課金等には、どのようなものがありますか?

以下の主要なCentral Taxes（中央税）およびState Taxes（州税）がGSTに統合されました。

Central Taxes (中央税)	State Taxes (州税)
(i) Central Excise Duty	(i) State VAT
(ii) Additional Excise Duties	(ii) Purchase Tax
(iii) Excise Duty levied under the Medicinal and Toiletries Preparation Act	(iii) Entertainment Tax (other than those levied by local bodies)
(iv) Service Tax	(iv) Luxury Tax
(v) Central Sales Tax	(v) Taxes on lottery, betting and gambling
(vi) Additional Customs Duty	(vi) Taxes on Advertisements
(vii) Special Additional Duty of Customs	(vii) Entry Tax
(viii) Central surcharges and cesses	(viii) State surcharges and cesses

4. GSTの対象外となる物品やサービスは？

消費用アルコール、石油製品（石油原油、モータースピリット（ガソリン）、高速ディーゼル、天然ガス、航空タービン燃料）、および電気は、GSTの対象外です。

5. GSTの仕組みは？

インドでは、中央政府と州政府の2つの管轄において課税関係を管理していますが、GSTは、中央政府と州政府が共通して課税するというモデルを採用しています。州内取引において中央政府が徴収するGSTを中央GST（CGST）、州政府が徴収するGSTを州GST（SGST）と呼びます。州間取引におけるGSTの徴収は、統合GST（IGST）と呼ばれ、中央政府が管理しますが、これは州政府にも共有されます。

6. GSTに関連する主要な法律は？

以下5つの法律が導入され、GSTの枠組みを構築しています。

- (i) 2017年統合物品・サービス税法（IGST法）
- (ii) 2017年中央物品・サービス税法（CGST法）
- (iii) 2017年州物品・サービス税法（SGST法）
- (iv) 2017年連邦直轄物品・サービス税法（UTGST法）
- (v) 2017年物品・サービス（州への税収補償）税法



7. GSTの税率は？

GSTの税率は、以下のように規定されています。

- (i) エッセンシャル物品・サービス…0%
- (ii) 貴石、金等…0.25%～3%
- (iii) 供用物品・サービス…5%～12%
- (iv) 標準税率…18%
- (v) 贅沢品…28%



なお、28%の税率区分に該当する物品・サービスの中には、補償税が課せられているものもあります。

8. 標準税率18%のケースでは、tax Invoice上、どのようにGSTは課されますか？

- (i) 州内供給 - CGST (9%) + SGSTまたはUTGST (9%)
- (ii) 州間供給 - IGST (18%)

補償税（該当する場合）は別途徴収されます。

9. 州内取引と州間取引の分類はどのようにして行われますか？

GST 法には「供給地」に関する規定があり、物品・サービスの供給が州内取引に該当するのか、もしくは州間取引に該当するのかどうかを判断するために参照されます。また、IGST法において、様々な条件等が規定されています。

10. GSTの課税対象となる取引とは？

GSTは、物品・サービスの「供給」が課税対象となります。CGST法第7条において規定されている「供給」には、以下のものが含まれます。

- (i) 事業のために行う物品・サービスの有償での提供
- (ii) 有償での輸入（事業促進の意図は問わない）
- (iii) その他 Schedule I に規定の事項

物品・サービスの提供とみなされないものは、Schedule III に規定されています。

11. GST登録が必要となる閾値は？

- (I) 独占的な物品供給に従事 - 400万ルピー
- (ii) その他 - 200万ルピー

なお、一部の特別区分州では、基準額が緩和されています。また、コンポジションスキームにおいては、小規模事業者向けにそれぞれ異なる閾値が規定されています。

12. 「コンポジションスキーム」とは？

インド国内での売上高が1,500万ルピー未満の者は、コンポジションスキームを選択することができ、この場合のGST税率は、原則1%となります。なお、州間供給、電子商取引業者を通じた物品供給等の特定の 카테고リーに分類される納税者は、コンポジションスキームの対象外となります。コンポジションスキームを選択した場合、仕入税額控除の対象外となります。

13. GST登録が強制されるのは？

以下のカテゴリーにおいては、売上の多寡を問わず、GST登録を行う必要があります。

- (i) 州間の物品・サービス供給に従事する者
- (ii) 臨時課税対象者
- (iii) 非居住者である課税対象者
- (iv) 電子商取引事業者



- (v) リバースチャージ方式でGSTの支払を行う必要がある者
- (vi) 代理人として物品やサービスの提供を行う者
- (vii) 仕入れサービス提供者 (Input service distributors)
- (viii) 税控除が必要な者
- (ix) インド国内のGST未登録者に対して、インド国外から「オンライン情報、データベースへのアクセスまたは検索サービス」を提供する業務に従事する者
- (x) その他通知された者

14. GST登録取得の期限は？

GST登録は、GST適用から30日以内に取得しなければなりません。なお、臨時課税者対象者、非居住者である課税者等に関しては、個別に期限が定められています。

15. インドの複数の州を跨いで事業を展開している場合のGST登録はどうなりますか？

GSTの支払義務があるインドの各州および準州において、それぞれ個別にGST登録を行う必要があります (CGST法第22条に基づく)。GSTには「一元登録」という概念はありません。各州内において、納税者は事業内容毎の異なるGST登録を選択することができます。



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、jd@acuitylaw.co.inまでお気軽にお問い合わせください。